

東京農工大学大学院農学府・農学部運営規則の一部改正

現 行	改正案	改正理由
<p>(運営委員会) 第6条 省略 2 省略 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学府長又は学部長 (2) 学府副府長又は農学部副部長 (3) <u>農学研究院の評議員(学府を兼務する者に限る。)</u> (4) 専攻長等及び副学科長 (5) 連合農学研究科長 (6) <u>第9条第2項に規定する施設長</u></p> <p>(7) その他学府長又は学部長が必要と認めたる者</p> <p>(教授会) 第7条 学府及び学部^に置く教授会(以下「教授会」という。)は、組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 2~6 省略 7 <u>教授会は、定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</u></p> <p>8~11 省略</p> <p>(附属施設) 第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 (1) 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター (2) 動物医療センター (3) 硬蛋白質利用研究施設 (4) フロンティア農学教育研究センター (5) 国際家畜感染症防疫研究教育センター 2~3 省略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(運営委員会) 第6条 省略 2 省略 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学府長又は学部長 (2) 学府副府長又は農学部副部長 (3) <u>農学研究院副研究科長</u> (4) 専攻長等及び副学科長 (5) 連合農学研究科長 (6) <u>第9条の2に規定するフロンティア農学教育研究機構の運営委員会から選出された者1名</u> (7) その他学府長又は学部長が必要と認めたる者</p> <p>(教授会) 第7条 省略 2~6 省略 7 <u>教授会は、原則として、毎月1回開催(8月を除く。)</u>し、<u>会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</u></p> <p>8~11 省略</p> <p>(附属施設) 第9条 学部に教育研究支援等のため、次の施設を置く。 (1) 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター (2) 動物医療センター (3) 硬蛋白質利用研究施設 (4) フロンティア農学教育研究センター (5) 国際家畜感染症防疫研究教育センター 2~3 省略</p> <p><u>(フロンティア農学教育研究機構)</u> 第9条の2 <u>前条第1号から第5号までに掲げる附属施設を機能的に融合し、農学府、農学部及び農学研究院の機能強化を図るため、フロンティア農学教育研究機構(以下「機構」という。)を置く。</u> 2 <u>機構に機構長を置く。</u> 3 <u>機構の運営等について必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則（令和元年10月1日農規則第1号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。